

資料番号	6
------	---

令和8年8月19日	
課名	教育委員会事務局
	秘書広報室
担当者	室長 松田
内線	4930

広島県教育委員会会議録

令和8年5月15日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和8年5月15日（金） 13：00 開会
15：44 閉会

1 出席者

教 育 長	篠 田	智 志
委 員	細 川	喜 一 郎
	志 々 田	ま な み
	小 田 原	希 美
	河 田	一 実

2 欠席者

委 員	中 村	一 朗
-----	-----	-----

3 出席職員

教 育 次 長	江 原	透
管 理 部 長	糸 崎	誠 二
学びの変革推進部長	小 野	裕 之
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	蓮 浦	顕 達
総 務 課 長	永 井	匠
秘 書 広 報 室 長	松 田	公 志
教 職 員 課 長	中 西	正 典
教 育 改 革 課 長	山 内	領 二
義 務 教 育 指 導 課 長	長 尾	佳 和
高 校 教 育 指 導 課 長	花 崎	卓 史
豊かな心と身体育成課長	沖 本	勝 豊
特 別 支 援 教 育 課 長	林	香

審議案件一覧

- | | |
|-------------|--|
| 第 1 号 議 案 | 広島県教育委員会聴聞等規則の一部改正について |
| 第 2 号 議 案 | 「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」
の策定について |
| 第 3 号 議 案 | 令和 9 年度広島県立中学校、高等学校及び特別支
援学校高等部入学者選抜の基本方針について |
| 報 告 ・ 協 議 1 | 令和 8 年度広島県公立高等学校、特別支援学校高
等部及び広島県立中学校入学者状況について |
| 報 告 ・ 協 議 2 | 1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について |
| 報 告 ・ 協 議 3 | 高校生等の就職をめぐる状況について |
| 報 告 ・ 協 議 4 | 広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査
委員会の提言を踏まえた今後の取組の方向性
(案) について |

公 開 審 議 案 件

			頁
日程第 1	会議録署名者について		1
日程第 2	第 1 号 議 案	広島県教育委員会聴聞等規則の一部 改正について	1
日程第 3	第 2 号 議 案	「今後の県立高等学校の在り方に係 る実施計画」の策定について	2
日程第 4	第 3 号 議 案	令和 9 年度広島県立中学校、高等学 校及び特別支援学校高等部入学者選 抜の基本方針について	8
日程第 5	報告・協議 1	令和 8 年度広島県公立高等学校、特 別支援学校高等部及び広島県立中学 校入学者状況について	11
日程第 6	報告・協議 2	1 学年 1 学級規模の県立高等学校の 状況について	15
日程第 7	報告・協議 3	高校生等の就職をめぐる状況につい て	17
日程第 8	報告・協議 4	広島県立学校生徒の死亡事案に関す る第三者調査委員会の提言を踏まえ た今後の取組の方向性（案）につい て	20

篠田教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員及び志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。
ありがとうございます。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。
それでは、本日の議題は全て公開で審議することといたします。

第1号議案 広島県教育委員会聴聞等規則の一部改正について

篠田教育長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会聴聞等規則の一部改正について、永井総務課長、説明をお願いします。

永井総務課長： 第1号議案「広島県教育委員会聴聞等規則の一部改正について」を御説明いたします。
資料の表紙を御覧ください。
まず、「聴聞」とは、県教育委員会が不利益処分を行う際、処分の相手方に対して、口頭による意見陳述の機会を与える制度であり、原則非公開で行われるものでございます。
また、その聴聞のうち、聴聞の当事者等が聴聞を公開するよう求めた場合で、県教育委員会が、当事者等に対する手続保障上望ましいと判断した場合や当該事案について社会的関心が高く公益上必要と認めた場合など、「公開聴聞」として、聴聞の審理を公開することがございます。
県教育委員会において、「公開聴聞」を実施することは、ほとんどございません。
本改正につきましては、「公開聴聞」の公示方法を見直すものでございます。
それでは、議案について、御説明いたします。
本議案は、「1 提案の趣旨」のとおり、アナログ規制の見直しを踏まえ、行政手続法及び広島県行政手続条例の一部が改正され、聴聞の公示送達の方法が掲示板での掲示からホームページによる公表等に見直されたことから、広島県教育委員会聴聞等規則の公開聴聞の公示方法についても同様の見直しを行うものでございます。
施行期日につきましては、行政手続法及び広島県行政手続条例の施行日である令和8年5月21日でございます。
以上、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。アナログ規制の見直しとは、要は掲示していたものをホームページにも掲載するようになるということだと思うのですが、この案件以外にも公示の仕方が変わったものにどんなものがあるのか教えてください。

永井総務課長： 元々これは、令和6年におけるアナログ規制の見直しということで、国で「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」に基づき実施したものでございまして、先ほどおっしゃっていただいた書面掲示のほか、目視、定期検査・点検、実地監査、常駐・専任、対面講習、往訪閲覧・縦覧の七つの規制及びフロッピーディスクによる保存方法が見直しの対象になっております。例えば、各職員の採用試験の方法などをホームページに掲載するなどして見直しをしております。

志々田委員： それらの見直しの内容と比べると、公開聴聞の見直しはかなりまれなものだと思うのですが、ほかにはどのようなものがあるのでしょうか。

永井総務課長： 掲示がございまして、そのほか、例えば、議事録等の閲覧についてもデジタルで公表するようにしております。

志々田委員： 分かりました。大事なことだと思います。ありがとうございます。

小田原委員： 御説明ありがとうございました。改正後の公示の方法に関して、ホームページによる公示と、併せて県庁前の掲示板での掲示又は教育委員会に設置したパソコン等による表示とあるのですが、この教育委員会に設置したパソコン等による表示というのは、具体的にはどういうことでしょうか。

永井総務課長： 今回のこの見直しによりまして、ホームページによる公示又は県教育委員会に設置したパソコンによる表示ということになっております。今回はあくまでも、ホームページでの公示ということで、このパソコンによる公示というのは行わないことにしております。

小田原委員： 実際には行う予定はないけれども、条文上はパソコンによる公示を内容に含めているということでしょうか。

永井総務課長： はい、そのとおりです。

小田原委員： もう１点ありまして、条文を読んでいたのですが、教育委員会のパソコンに表示をさせるというのが、何条の何項に当たるのかがよく分からなくて、13条の３項は、２項でホームページに表示するということが書いてあると思っていて、その説明が３項だという読み方を私はしたのです。そのため、どの条文がこの「教育委員会のパソコンに表示をさせる」に当たるのかなと思ひまして。

永井総務課長： 第13条の２項の「又は公示事項を広島県教育委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に」という箇所が該当する部分になります。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがですか。よろしいですか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第２号議案 「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」の策定について

篠田教育長： 続きまして、第２号議案、「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」の策定について、山内教育改革課長にお願いします。

山内教育改革課長： それでは、第２号議案によりまして「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」の策定について御説明いたします。

２月16日の素案公表後に実施したパブリックコメントでいただいた御意見等を受けて、見直しを行い、このたび、最終案としてまとめました。

本日は、素案からの変更点等を御説明いたします。

１ページを御覧ください。「１ 学校統合」でございます。

呉工業高校と呉商業高校の統合校につきましては、定時制課程に、工業科の「機械科・電気科」を追加し、工業科と商業科を併置し、地域産業と密接に関わっている専門的な学びを継続します。

統合の目標年度は、令和14年度から15年度としております。

次に、海田高校と安芸南高校の統合校につきましては、素案からの変更はございません。「新しい普通科（仮称）」と「生活共創科（仮称）」を併置し、発展的な学びを求めている生徒や、学びの基礎をしっかりと身に付けたい生徒など、個々の生徒の進路選択に応じたきめ細かな学びを提供します。

こちら、令和14年度から15年度を目標年度としております。

次に、竹原高校と忠海高校の統合校につきましては、竹原地域の人材育成の拠点として、多様な進路を実現するため、日々の学校生活などの相談に対応する教員が、様々な専門スタッフと連携し、生徒のキャリア形成等を支援するＳＣＲ（サポート・コンサルテーション・ルーム）を整備します。

目標年度は、令和11年度としております。

次に、三原高校と三原東高校の統合校につきましては、昼夜間を通じて、学びの時間を柔軟に調整できるフレックス制課程を設置するとともに、サポート・コンサルテーション・ルームを整備します。

目標年度は、令和12年度から13年度としております。

2 ページを御覧ください。

賀茂高校と河内高校の統合校につきましては、フレックス制課程を設置するとともに、多様な文化的背景を持つ生徒への支援のため、サポート・コンサルテーション・ルームにおいて、日本語指導の専門家との連携を充実させます。これらに加えて、生徒の多様な学び方の選択肢を拡充する新たな教育環境として河内地区に、フレックス・キャンパスを設置します。

目標年度は、令和14年度から15年度としております。

高陽高校と安西高校と高陽東高校の統合校につきましては、科目群に、安西高校が取り組んでいる「防災」を加えるとともに、サポート・コンサルテーション・ルームを整備します。

目標年度は、令和14年度から15年度としております。

フレキシブル課程を設置することとしております、松永高校、沼南高校、福山誠之館高校定時制、福山葦陽高校定時制、東高校の統合校につきましては、サポート・コンサルテーション・ルームを整備します。

目標年度は、令和14年度から15年度としております。

なお、統合校の校名等につきましては、今後、地元自治体の意向も踏まえて検討してまいります。

3 ページを御覧ください。

学科改編については、素案からの変更点はございませんので、計画実施の目標年度のみ、御説明させていただきます。

庄原実業高校の「先端生産創造科」は、令和10年度、広島工業高校の「ロボット工学科」は、令和10年度、福山工業高校の「ロボット工学科」は、令和12年度から13年度、宮島工業高校の「デザイン工学科」は、令和12年度から13年度となっております。

4 ページを御覧ください。

海田高校の「生活共創科」につきましては、学校統合より前に先行実施することとしており、目標年度は、令和11年度から12年度としております。総合技術高校の「情報科学科」は、令和12年度から13年度、広島国泰寺高校の「サイエンス科」は、令和10年度、広島皆実高校、神辺旭高校の「スポーツ科学科」は、両校ともに、令和11年度から12年度としております。吉田高校の「総合学科」は、令和11年度から12年度としております。

素案からの変更点は以上となります。

また、参考資料としまして、「実施計画の素案」について御意見を伺った第4回有識者会議での主な内容について取りまとめたものを添付しておりますので、合わせて後ほど御覧ください。

詳細については、次ページ以降の「実施計画」を、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。非常に重要な案件ですので、よく読ませていただきました。一番大きいのは学校統合かと思います。その学校統合につきましては、多くの学校が令和14年から15年ということですが、この7年というのは、ちょうど今が令和8年ですので、令和元年と今の社会を比べてみると、私たちはものすごく大きく変わったことと同じように、恐らくこの先7年も社会情勢は大きく変わるだろうと思います。もちろん、好転するものもあれば、ここに書かれている懸念点がより早いスピードをもって悪化・不足する状況もあるかもしれません。そのため、変えることに目標を持つのではなくて、なぜ変えなければならないのか、どうしたいのかということ、7年間で継続的に議論しながら、この学校の統合の問題や学科の改編の問題を考えていかないと、7年前の計画が7年後に実現できたからといって、今の社会情勢を考えると、決して喜ばしい状況ではありません。その辺りは、やはり進め方について丁寧な議論を多くの人たちの参画の下で進めていくことが大事だと思っています。そのため、そんなことはされないと重々思っていますが、くれぐれも「決まった計画どおりに実施する」という乱暴なやり方ではなく、目指したいものを実現するための7年間にしていきたいと思っているのが1点です。

もう1点ありまして、ここに出てきているサポート・コンサルテーション・ルームが、今回の広島県の学科改編や学校の統合でとても大きな目玉になってくると思っています。これは、多様性の包摂という側面から見ても、これからの公教育の在り方そのものを考えていく上でも、とても大事なポイントだと思っています。いかに個別最適な学びと多

様性の包摂を実現できるかということが、今、教育政策自体に問われている中で、こうした積極的・具体的な方策をもって、広島県が子供たち一人一人の学びに寄り添おうと思っているところは大きく評価すべきだろうと思っています。何を実現するために、この学校の統合や様々な学科の改編があるのかということをしかりと分かっていたいただくためにも、こうしたサポート・コンサルテーション・ルームのような、子供一人一人の望ましい学びを実現するための方策があるのだということを、常に情報出しをしていたきたいと思います。

早いものでは令和10年には形が出来上がってくるものもあると思いますので、そうしたものは一つの学校にとどめずに、是非、早い段階で高校だけではなく、市町の小・中学校においても適用していただけるような、そんなしっかりした情報発信をしていたくことにより、この計画の意味がより多くの皆様に御理解いただくきっかけにもなると思いますので、是非ともその辺りの情報発信をしかりしていただければと思います。

以上、2点です。

山内教育改革課長： まず、1点目に御指摘いただきました、計画ありきで、決めたことをただ進めるようなスタンスにならないように、ということでございますけれども、この度の素案公表以降、学校を通じまして、学校関係者や地域の方から御依頼いただいたところにつきましては、説明会等で御説明をさせていただきまして、御意見も承ってきたところでございます。

今後につきましても、計画策定以降のことになりますけれども、引き続き、学校を通じて地域からの御要望がありましたら、しかり御意見をいただきながら、この内容について御意見を賜りながら進めていきたいと考えております。

2点目でございます。サポート・コンサルテーション・ルームのような仕組みでございますが、これは昨年度から取り組み始めたものでございまして、まだ全体に波及するような場面にまで至っておりませんけれども、非常に短い期間の中で既に成果も出ております。我々としては統合校にしかり注力をして、学校の機能として整備していきたいと思っておりますが、そういう成果がはっきり出るものにつきましては、当然ながら多くの学校で広げていきたいと考えております。

小田原委員： 説明ありがとうございます。素案からの変更点等に関して、河内地区にフレックス・キャンパスを設置するとあるのですが、このフレックス・キャンパスというのは何かというのを教えてください。

山内教育改革課長： フレックス・キャンパスにつきましては「フレックス制課程」とも呼んでおります。これは法令上、本来は定時制課程になりますけれども、複数の定時制課程、昼の昼間定時制、夜の夜間定時制のように、複数の定時制課程があるところにつきまして、基本的に入学する際にはどちらかを選択して入学していただくのですが、自分が入った課程とは別のところでも、自分が選択したい授業などを柔軟に選んでいただいて、単位が取れるような仕組みを考えていこうと思っております。それを「フレックス制課程」と呼んでおります。そのフレックス制課程を有する学校の中で、本校の校舎とは別の場所で生徒が学ぶことができる分教室のような形を今回新たに設置したいということも考えております。そういったものをフレックス・キャンパスということにしております。

小田原委員： ありがとうございます。教員の配置などはどのようなになるのでしょうか。

山内教育改革課長： これにつきましては、実際に河内地区の場所に校舎・校地がございますので、そこで行われる教育活動に必要な教員を、当該フレックス・キャンパスの場所に配置することになります。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

河田委員： 御説明ありがとうございます。どうしても学校の統合に話が行くのですが、そちらも重要でありますけれども、私からすると、学科の改編などの未来志向（な内容も重要ではないかと思えます）。世の中、産業界を含めて、色んなものがどんどん進歩していきます。先ほど志々田委員も言われましたけれども、この学科改編の内容をこのまま7年間進めるのでは絶対に追いつかない部分が出てくると思いますので、学校を統合するよりも、産業界や世の中の流れに合わせて、学科の改編をより魅力のあるものにしていくところの視点が非常に重要であると思えます。

それから、先ほど志々田委員がおっしゃっていたSCR（サポート・コンサルテーション・ルーム）ですが、これが具体的にどういったものなのかを教えてください。

また、もう1点として、福山の学校は大きく5校を統合する内容となっています。福山市の中心部ではなく、松永の方に統合されるということですが、定時制ということに

なると、非常に遅い時間まで授業などがあります。それについて地元と話をされていると思うのですが、その見解をお聞かせ願えればと思います。

山内教育改革課長： まず、最初に御質問いただきました学科改編、新しい学科についてでございます。これにつきましては、有識者会議などでも、これからの時代に合わせて、実践的・体系的な学びという観点からも御意見をいただいております。そういった専門家の御意見も踏まえ、特に学科改編につきましては少しスピード感を上げてまして、早いものは令和10年度を目標にして取り組んでまいります。今の時代、これからの時代に必要な内容を新しい環境の中で学ぶことができるようにすることで、魅力的な専門学科を含め、各種の学科改編を進めてまいりたいと考えております。

2点目に、サポート・コンサルテーション・ルームの詳しい内容について御質問いただきました。このサポート・コンサルテーション・ルームでございますが、生徒のキャリア形成について、生徒がどのような進路を選んでいくのか、どのような方向に行きたいかということ、自分自身でも中々まだ判断がつかない、自分がどういう道に行きたいかということも分かっていないという状態も生徒によってはございます。そういった自分の進路や普段の学校生活のことなど、様々なことにきめ細かく対応し、生徒の相談に乗るための専任の教員を配置します。その専任の教員が、例えば、悩みのことについてはスクールカウンセラー、進路のことについてはジョブ・サポート・ティーチャー、就職支援員のような方につなぐことによって、きめ細かく相談対応をしていく機能を持たせたいと思っております。まだ昨年度から始まったばかりで、今年度までで現在4校に試験的に配置しておりますけれども、こういった機能を持った学校づくりを先導的に進めたいと思っております。

3点目の松永の位置にできる統合校について、定時制も含む幅広い時間帯での学びができる学校になりますので、通学の時間帯について御質問をいただきました。福山駅方面から通学する生徒に関しましては、福山駅周辺の福山葦陽高校、福山誠之館高校の定時制課程がございますけれども、そこから比べれば、通学にかかる時間は一定程度多くなることは事実ではございますが、J Rの松永駅から福山駅間の間は10分程度の移動になります。また、授業が終わる21時以降におきましても、30分に1本程度は電車が通っている状況にございますので、一定程度の利便性は確保されているものと考えております。学校自体につきましては、多様な学び方の選択肢を提供できるフレキシブルの課程の学校とするために、多様な選択肢を用意できる校地として松永高校の場所を選んだところでございます。

河田委員： 御説明ありがとうございます。サポート・コンサルテーション・ルームや、教員だけではない、スクールカウンセラーや専門家の方も合わせて、一人一人に寄り添っていくという、これが非常に良いシステムだと理解しましたので、絵に描いた餅で終わらないよう、本当に必要な生徒にきちんと届くような制度になってもらえるよう、しっかりとやっていただきたいと思います。

松永の件も、そういうことであれば大丈夫であろうと安心しました。

もう1点ですが、ここまで色んな意見が出て、これだけ大きい反響があるということは、それだけ地元の方や産業界も含めて、この学校統合や新しい学科への改編に非常に興味があるのだと思います。これで学校再編が完了したとなってこれらの方々との関わりが終わるのではなく、今度は更に新しい学校について参画いただけるような、新たな仕組づくりといったものも考えていただければと思います。以上、意見です。

細川委員： 御説明ありがとうございます。私は全国の教育委員会の関係者が集まる会議に何度も出席をさせていただいております。その席でも他県の方々といろいろなお話をすることがあるのですが、学校統合についてもお話をお聞きすることがございます。その中で、本県の状況は、他県と比べて再編整備が進んでいないと考えられるのですが、広島県教育委員会にはその認識があるのかということをお伺いしたい。

また、他県の場合は、学校統合をする場合に、学校関係者や地域の方々を含めて、本当に沢山の、大変な議論を重ねられて結論を出されているようなのですが、本県ではいかがでしょうか。

山内教育改革課長： まず、本県の状況の認識でございます。

これにつきましては、資料3の基本計画案の参考資料に、中学校3年生生徒の在籍者の推移を34ページに用意しておりますので、それを御覧いただきながら御説明をさせていただきます。本県の今の状況は、ピーク時の生徒数に比べて約5割程度となっております。また、この計画の最終年度である令和15年度におきましては、そのピ

ーク時の4割となる状況がございます。

それに対しまして、次の35ページも御覧いただければと思うのですが、中学校の卒業生数に比べまして、学校数は横ばいとなっております。こういった状況から、今の現状におきまして、もう既に厳しい状況はあると思います。具体的な数字で申し上げますと、今、この資料にない数字で恐縮でございますが、平成元年のときには704学級、1学年当たり平均で7.1学級あった状況がございました。しかしながら、令和7年度におきましては、学級数は377学級と約半数となっており、1学校当たりの平均の学級数も4.5学級という状況となっております。大変厳しい状況にあると認識をしております。

続きまして、この実施計画案の検討に当たっての協議の進め方でございます。これにつきましては、素案を公表させていただいて以降、学校を通じまして、学校関係者、地域の方々と、御要望いただいたところで繰り返して御説明をさせていただいたところではございますが、この計画策定後におきましても、同様に学校を通じまして、関係者の方から御意見・御要望をいただきましたら、続けて説明をさせていただいて、引き続きこの内容をより良いものにできるように協議を重ねてまいりたいと考えております。

細川委員： ありがとうございます。その中でも、実施計画の案の3ページでございますが、2（2）に①から④まで県立高等学校を取り巻く現状が説明されておりますけれども、説明会ではこの①から④に関してどのような御意見があったのかということと、また、この現状について、どの程度御理解をいただけたのか、また、いろいろ御意見をいただいた中には、この現状に対して、「このように解決したらどうか」といったような御意見などがあったのかどうか教えてください。

山内教育改革課長： 地域の説明会におきましては、様々な御意見をいただいたところではございますが、例えば「小規模校ならではの良さもあるので存続してほしい。」といった御意見や、「学校が無くなれば地域や産業の衰退につながるので、地域振興、産業振興の問題として考えてもらいたい。」といった御意見がございました。御提案としては、「遠隔教育を行うことで、小規模でも維持できるのではないか。」といった御意見など、様々なものを頂戴いたしました。

これらの御意見に対しまして、教育委員会といたしましては、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨しながら多様な体験、学びができる環境を整える必要があるということと、そのためにも急激な生徒減少期を迎える前の、余力のあるうちに学校統合をすることで、限られた教育資源を集中して機能強化を図る必要があるということをご丁寧にご説明をさせていただいたところでございます。

実施計画案の検討に当たりましては、厳しい御意見もいろいろいただいたところではございますが、ただ、やはりこれだけ児童生徒数が減少する中で、県全体として学校統合を進めることに理解を示されるお声も頂戴したところではございます。

細川委員： 今まで中山間地域の学校の在り方を考える中で、私たちも関係者の方も、皆、議論を重ねて、汗をかい、いろいろ知恵を出し合ってきたと思うのですが、この計画についてもこのように考えられているのか、また、目標年度もお示しをいただいておりますけれども、目標年度まで議論を尽くして、いろいろ計画を実行していくつもりであるのかということをご教えてください。

山内教育改革課長： これにつきましては、この計画を策定いたしまして、この後も多様な御意見は当然いただきながら進めてはまいりますけれども、基本的には現状の見通しをもって、今回の実施計画に策定された学校につきましては、より魅力ある学校にしていくために、目標年度までの間にできるだけ速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

細川委員： ありがとうございます。関連はするのですが、今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画の策定について、この度の実施計画では、中山間地域の学校は統廃合の対象としないこととされております。しかしながら、児童生徒数の減少は、都市部以上に厳しい状況だと思っています。中山間地域の学校の統廃合については、いかがお考えでしょうか。

山内教育改革課長： 中山間地域におきましては、高等学校教育の機会均等の確保の観点から、当該実施計画における統合の対象とはしていないところでございます。御指摘のとおり、児童生徒数の減少は都市部以上に厳しい状況でございますが、当面は授業交流等による学校間連携、地域との連携強化、全国からの生徒募集が可能な学校の拡大の検討などによって、更なる特色化・魅力化を図ることで、学校の活力維持に努めてまいりたいと考えております。それでもなお、生徒数の確保が困難になった場合には、地域の生徒が通学できる手段に配慮しつつ、統廃合を検討することになるものと考えております。

細川委員： ありがとうございます。この中山間地域の在り方の考え方というのは分かったのですが、今回の学校統合の名前の挙がった学校以外にも、今後計画に上がることがあるのでしょうか。先程、これからも議論を尽くしていくということでしたけれども、今回名前の挙がった学校も、状況によってはまた変わる可能性があるのか、その辺のところを教えていただけたらと思います。

山内教育改革課長： この度の実施計画案につきましては、現時点での生徒数の見通しに基づいて、令和15年度における生徒減の状況を想定した上で計画を策定させていただきたいと考えております。従いまして、現時点ではこの計画の学校で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

細川委員： 分かりました。先程も申し上げましたけれども、本県も他県と同様に、学校関係者、地域の方々と徹底的な議論を重ねて、これからも進めていただきたいということを申し上げておきます。

それから、もう2点ほどございます。河内高校がフレックス・キャンパス校となっていますが、他校はそうしないのはなぜでしょうか。

山内教育改革課長： 河内高校の場所にフレックス・キャンパスを設置することではございますが、これにつきましては、本校の場所を賀茂高校の位置にすることを現在考えております。その場所とキャンパスである河内地区の間に一定程度の距離がございます。そして、相互に地域性がございます。そうしたことに加えまして、生徒が通学若しくは本校への移動が可能な公共交通機関があること、そして、フレックス制課程というその特徴を生かして、本校との円滑な連携が期待できるということを考えまして、河内地区にフレックス・キャンパスを設置することとしたものでございます。ここまでの条件に当てはまるのが河内地区であったということではございます。

細川委員： ということは、今後は河内に設置されるというキャンパス校というようなものが、全県的にそういう状況にあたりふさわしいと思われたときには、設置をされるというお考えなのですか。

山内教育改革課長： まずはこの新しい形であるフレックス・キャンパスということを実現をさせていただいて、その成果等を見ながら今後のことを検討することになると考えております。

細川委員： ありがとうございます。それから専門学科の整備についてなのですが、河田委員も御質問されましたが、26ページ以降のところの記述でございます。地域産業等や研究機関、大学や研究機関等との連携というのは、これからは本当に重要で不可欠のものだと思っています。こういう連携を学校側はどのように進めていこうと考えられているのか、また、例えばもう既に考えているような例があれば、教えていただければと思います。

山内教育改革課長： 今御指摘いただきました26ページは、庄原実業高校の先端生産創造科の事例の部分でございました。まさしく、現時点におきましても、いろいろな取組は進められているところでございます。例えば、庄原実業高校で申し上げますと、県立広島大学と連携をしながら、昨年度には協定も結んで、大学のところに生徒がお伺いをさせていただいて、大学の教授の下で共同研究や実験を行うといったことも行われております。また、地域の企業の方にも折々学校においでいただいて、生徒の発表、プレゼンなどを評価いただくなど、地域と本当に結びついた実践的な研究が行われているところでございます。この度の学科改編におきましては、先端生産創造科を設置し、地域産業界や研究機関と連携するコーディネーターを配置し、また、教職員の配置を充実させることなどによって、更に体制整備を進めたいと考えております。

今後、関係部局や各種関係機関、地域の方などの御意見もいただきながら、県教委も当該校と一体となって、連携強化のための方策を検討してまいりたいと考えております。

細川委員： はい、分かりました。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

委員の皆様からも様々御意見いただきました。教育委員会としても、地元自治体はじめ、様々な関係者から御意見を伺ってきたところでありますし、今、御指摘いただいたように、これからの社会の変化を踏まえて、新しい魅力ある学校として、これからの社会を生き抜く力を育む子供たちをどうやって育成していくのか、そういった観点で共に議論しながら、また協議をして、より魅力的で新しい学校をつくってまいりたいと思っております。これがスタートとして実際の中身づくりというのを実際に進めていかなければなりませんので、また委員の皆様からも御意見・御指導をいただきながら進めていきたいと思っております。

それでは、以上で本件の審議を終わりたいと思います。
それでは採決に移りたいと思います。
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第3号議案 令和9年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について

篠田教育長： それでは、続きまして、第3号議案、令和9年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について、引き続き山内教育改革課長、説明をお願いします。

山内教育改革課長： それでは、第3号議案によりまして、令和9年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

1ページを御覧ください。令和9年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針でございます。全日制課程につきましては、この1ページから4ページまでに基本方針を定めております。

続きまして、5ページを御覧ください。定時制課程、通信制課程等の基本方針を定めております。

続いて、それと同じページでございますが、「第5 その他」の3の項目を御説明させていただきます。先程御決定いただきました「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」に基づきまして、今後、学校の活力維持が特に求められる学校につきましては、それぞれの特色に応じた入学者選抜の実施を検討していくこととしております。

次に、6ページを御覧ください。現在実施しております入学者選抜制度につきましては、令和4年度の開始以降、毎年、成果と課題を検証した上で、見直しを行っているところであり、昨年度におきましても、おおむね問題なく実施できたものと考えております。こうした状況を踏まえ、令和9年度入学者選抜につきましては、昨年度と同様の基本方針に基づいて実施してまいりたいと考えております。

次に、7ページを御覧ください。令和9年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針でございます。こちらにつきましても、8ページの新旧対照表のとおり、内容には変更はございません。

続けて、9ページを御覧ください。令和9年度広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針でございます。こちらにつきましても、11ページの新旧対照表にございますとおり、内容の変更はございません。

次に、12ページを御覧ください。令和9年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針でございます。こちらにつきましても、16ページの新旧対照表のとおり、内容の変更はございません。

次に、17ページを御覧ください。参考資料として、選抜日程を添付しております。先程、学校の特色に応じた入学者選抜の実施について検討していく旨を御説明いたしました。その一環として、令和9年度の高等学校入学者選抜におきましては、一次選抜を中学校を併設する高等学校とそれ以外の高等学校に分けて実施いたします。

一番上の表にございますとおり、併設型高等学校の一次選抜につきましては、表の中ほど、学力検査・自己表現等の欄にございますとおり、他の公立高等学校より3週間前倒した日程としております。これは、併設型高等学校は本県の教育水準の向上を図るリーディングスクールとして、先進的な教育を展開しており、挑戦意欲を有する受検者は一定数存在するものと考えておりますが、これまでは全ての公立高等学校の一次選抜が同一の日で実施しておりましたことから、併設型以外の高校を受ける受検生は、この併設型高等学校を受検できないという状況がございました。このため、この併設型高等学校に挑戦する意欲を有する受検生の受検機会を確保するために、見直しを行うものであります。この変更に伴いまして、合格者発表が早まることになり、私立高等学校等との併願を志す受検者におきましても、円滑な進路選択につながるものと考えております。

次に、19ページを御覧ください。県立の併設型中学校につきましても、挑戦する意欲

を有する受験生の受験機会を確保するために、表の中ほどの適性検査欄にございますとおり、例年より1週間早く実施いたします。実施日程を早めることで、合格者発表が早まることとなり、私立中学校等との併願をしている受験者におきまして、円滑な進路選択と小学校での学業により専念することができるようになると考えております。

次に、20ページを御覧ください。県立特別支援学校高等部の選抜日程でございます。こちらにつきましては、併設型高等学校を除く高等学校と同様の選抜日程としております。

令和9年度の入学選抜につきましては、この基本方針に基づいて取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。併設型という言葉は、広島中高、三次中高、広島叡智学園の三つで、高校から入る子供たちの入試を早めるということでしょうか。

山内教育改革課長： 県内の併設型の学校として、中学校と高校の併設型の学校につきましては、広島中・高等学校、三次中・高等学校と、あと市立福山中・高等学校がございます。広島叡智学園も中・高等学校併設型ではあるのですが、こちらは外国からの生徒等を受け入れることになっておりますので、入学選抜の方法が異なっております。そのため、広島叡智学園は今までどおり、広島叡智学園独自の入試日程、仕組で行わせていただくので、今回の変更が該当するのは、県立でいえば三次中・高等学校と広島中・高等学校になります。

志々田委員： ありがとうございます。基本的に6年間一貫の教育を想定して併設型ということをしているので、基本的には中学生の子たちはみんな高校へ上がるっていう定員数をつけていると思うのですが、それが、中学から高校に向けてほかの学校へ行く子供たちの数が増え始めているという認識でよろしいでしょうか。

山内教育改革課長： 実際の数字は今すぐにお答えできないのですが、広島高校の入学選抜につきましては、ここ数年、定員割れが起きている状況はございます。

志々田委員： 併設型の良さは6年一貫の教育を同じスタッフが見続けるという良さ、そこが途中から変わるということか、もう少し分析して、なぜこんなことが起きているのかということをも明らかにする必要があるのかと思います。入試で、また新しく入ってきたいと言ってくれる子たちに来てもらうのは大歓迎だと思いますけれども、最初中学校のときにお預かりしたお子さんたちが、6年間学び続けたいと思ってもらえない状況があると聞こえるのですが、何かその分析をされておられるのでしょうか。

山内教育改革課長： まず、基本的に併設中学校に入学された皆様は、これは学校教育法の仕組み上、中高一貫の6年間の教育を受ける課程になっておりますので、そのまま進学されます。その生徒とは別に、高校段階から入る、希望される方のための入学試験となっておりますので、中学校の生徒さんは、基本は一貫校として、高校にも試験のない形で進学をされております。今申し上げたのは、高校の定員の部分で割れてるとお伝えしたところです。

志々田委員： はい、分かりました。誤解をしておりました。よく分かりました。

篠田教育長： 高校からの入学定員枠がございます。

志々田委員： そうなのですね、はい。

小田原委員： 説明ありがとうございました。県立高校の入学選抜の基本方針のところで、今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画に基づいて、今後学校の活力維持が特に求められる学校についてはそれぞれに特色に応じた試験を行うということなのですが、これは全ての県立高校において、それぞれ特色のある入試を行うということではなくて、これからこの基準に当てはまる高校に関して、こういうそれぞれの独自の入試が行われるという趣旨でよろしいのでしょうか。

山内教育改革課長： 先ほど御決定いただきました実施計画案の中におきまして、先ほど変更点しか説明を申し上げなかったのが、素案から変更なかった部分を触れていなかったのがございますが、その計画の中に、この学校の魅力づくりの一環として、入学選抜の工夫というのも実は独自のところに、計画の中に盛り込ませていただいております。この中で、この併設型中・高等学校につきましては、今年度、令和8年度から選抜の工夫を行うとさせていただいております。また、それとは別に専門教育を主とする学科、専門学科になりますけれども、こちらにつきましては、次年度、令和9年度の実施を今、計画に上げさせていただいております。なので、今後も入試の在り方については、常に検討はしてまいります。まずは実施計画に基づきまして、今年度は併設型中・高等学校、来年度

は専門教育を主する学科についての入試日程の工夫を図ってまいりたいと考えております。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： 先ほど御決定いただきました実施計画の7ページに、入学者選抜の工夫ということで、専門教育を主とする学科と、それから併設型中学校・高等学校についての日程の前倒し等の特色化をするということで、具体はこれからだと思いますけれども、検討できればと思っております。

河田委員： 今の話と一緒になのか違うのか定かではないですが、基本方針としての問題ではなくて、1ページ目の一番下のエとして、学校独自検査というものがあります。また、2ページ目の上の（イ）の自校作成問題による学力検査ですけれども、これと今の話は別なのかということと、実際にこの自校作成問題というのを作られている高校というのがどのくらいあるのか、これが専門性の高いという意味なのか、何かまた別の特色の自校作成問題があるのかといった辺りが私の頭の中が整理できていないので、教えていただければと思います。

山内教育改革課長： 特色枠に応じた入試をすることと、自校作成問題の話は別でございます。現状におきましても、学校の特色に応じて自校作成問題をしている学校は幾つかございます。例えばでございますけれども、今回の日程変更をさせていただく広島中・高等学校、三次中・高等学校というのは、中高一貫教育を受けられる学校であります。そこに高校の段階から入学していただきますので、そのタイミングで入学される生徒に対し、6年間の教育のある程度必要な部分を見る必要がございます。そのため、両校とも全体で行う一般学力検査問題とは別に、学校において問題を作成しております。具体的には、一次選抜は今、5教科で行われておりますけれども、その両校につきましては、国語、数学、外国語の3教科の問題を独自に作成しているところでございます。ほかにも幾つかございますが、申し訳ございません、実際に何校になつてくるかというのが、今すぐにお答えできません。

河田委員： そうであれば、併設校以外はそんなにたくさん自校作成問題を作られている高校があるわけではないということでしょうか。

山内教育改革課長： そこまで多くはございません。ただ、学校の中でも一部の教科だけで独自の問題を作成しているような学校もございます。

河田委員： はい、分かりました。

細川委員： 御説明ありがとうございます。私からは、17ページの入学者選抜日程についてお聞きしますが、先ほど課長が「併設型高等学校についてはこういう一次選抜の日程で実施します」という御説明だったのですけれども、これを見ますと、以前、選抜（Ⅰ）、選抜（Ⅱ）、選抜（Ⅲ）とあった頃は、併設型高等学校を受ける生徒は実質的に3回の受検機会があると考えられることができると思うのですが、ここ数年はおっしゃったように、全ての高等学校が同じ日程で選抜をやっておられました。あえてここで併設型だけ前倒しで行う理由をもう一度詳しくお聞かせいただきたいのと、それによって、どういう効果を期待したいと思われているのかをお聞かせいただければと思います。

山内教育改革課長： 同一日になっているがために、元々いずれの学校しか選択できない状況でございますが、特に三次高校、広島高校につきましては、先ほど申し上げたように、3教科だけの選択になっております。ということは、志望校を決める前段階で御自身が5教科全てを勉強しなければいけないのか、3教科に絞って勉強するのかということを受検生としては選ぶ必要が出てまいります。そのため、早い段階から志望校を決めて、それに向かって努力していただくということが起こっております。そのため、どうしても一定の段階でお決めいただく必要がありますけれども、少し自信が持てないとなると、広島高校、三次高校へのチャレンジをするということ避けられることも実態としてございました。それで、この度、日程を前倒すことによって、一旦広島高校や三次高校を受検することは可能になります。そこで不合格になった場合におきましては、まだ一般の一次選抜に間に合うタイミングでございますので、他校の一次選抜を受けることが可能になります。二次選抜につきましては、これは定員が割れている状態の学校であれば、いずれの学校においても実施することがありますので、それは今回の日程変更とは別のこととして、可能性としてはございます。

細川委員： ありがとうございます。ということは、併設型の高等学校にチャレンジしやすく、不合格になっても、併設型以外の高等学校を受検することによって、そこでもう一回チャレンジできる、こういう生徒の選択を増やすという意味でこれは私としては非常にう

れしい日程変更だと思っているのですが、受け手の学校の思いというのはどのような状況でいらっしゃるのでしょうか。

山内教育改革課長： これにつきましては、先ほどの実施計画の中でも、これまでも検討している状況がございまして、学校としてもこういった日程の前倒しによって、より多くの受検生にチャレンジしていただけるように頑張りたいと前向きに捉えているところでございます。

細川委員： はい、分かりました。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議 1 令和 8 年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について

篠田教育長： それでは、続きまして、報告・協議 1、令和 8 年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について、引き続き山内教育改革課長、説明をお願いします。

山内教育改革課長： 続きまして、報告・協議 1 によりまして、令和 8 年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部等及び広島県立中学校入学者状況について御報告いたします。

1 ページを御覧ください。表の「1 公立高等学校、特別支援学校高等部」の中から、最初に、全日制本校の状況を御説明いたします。表の中程にございます「小計 a」の行を御覧ください。令和 8 年度の入学定員は 1 万 5,140 人で設定しておりました。これに対して入学者数は、右から 3 番目の欄にございますとおり、1 万 2,806 人となっております。この数は、右端の欄にございますとおり、昨年度よりも 433 人の減となっております。

この全日制本校の小計欄から三つ下の行が高等学校（全日制）の計になります。全日制本校の入学者数に分校、帰国生徒及び外国人生徒等を加えました全日制課程全体の入学者数は 1 万 2,861 人となっております。

続いて、定時制課程、フレキシブル課程、通信制課程について、順番に御説明いたします。定時制課程につきましては、入学者数は 216 人、その下の行、フレキシブル課程は 424 人、さらにその下の通信制課程は 151 人となっており、これらの合計は 791 人で、昨年度と比べて 75 人の減となっています。

次に、その下の行、特別支援学校高等部の入学者数につきましては 458 人となっており、昨年度と比べて 27 人の増となっております。この特別支援学校高等部、その下にあります専攻科を加えました令和 8 年度の入学者数の総計は、表の一番下、総計欄にありますとおり、1 万 4,153 人で、昨年度と比べて 480 人の減となっております。

続きまして、表の「2 県立中学校」の状況について御説明いたします。右から 3 番目の入学者数欄にございますとおり 249 人で、昨年度と比べて 31 人の減となっております。これは学級の定員を決める、いわゆる義務標準法の改定に伴いまして、中学校の 1 学級当たりの学級編制数が、40 人から 35 人となっております。そのため、学級定員枠の変更に伴いまして、30 人の定員を減としたものが主なものとなっております。

各学校の入学者状況につきましては、資料の 2 ページから 4 ページに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。かなり減ったような気がするのですが、昨年度と比べると、県立学校を選んでくださった中学生たちが 480 人減ったということではよろしいですね。ただ、人口が減少してきていますので、今までもマイナスだったとは思いますが、令和 6 年度と令和 7 年度の引き算と、令和 8 年度と 7 年度の引き算のこの数字というのは、どれぐらいの差があるのか、教えてください。

山内教育改革課長： 減少期ではございますが、実は中学校の卒業者数、公立中学校の卒業者数自体は、令

和 7 年度は 2 万 2,338 人、それに対しまして、令和 8 年度は 2 万 2,465 人で減っておりません。その状況でありながら、公立学校の入学者数 480 人減っているという状況につきましては、背景には私立高等学校の全日制課程の入学者数の増加の影響があると考えております。

志々田委員： 令和 6 年度と令和 7 年度の差はどれぐらいなのでしょう。もちろん母数が減っている、差があるということを承知の上での質問です。

山内教育改革課長： 元々の生徒数でしょうか。それとも私立学校の状況でしょうか。

志々田委員： 令和 8 年度に入学した子供と令和 7 年度に入学した子供の差が 480 人ですよね。それと同じように、令和 7 年度に入学した子供と令和 6 年度に入学した子供の数の差です。

山内教育改革課長： 366 人となっております。減少が続いているということでございます。

志々田委員： ありがとうございます。最も懸念していた私立高校への助成、いわゆる無償化の状況の中で、公立学校に入学してくれる子供たち、選んでくれる子供たちの数がかなり大幅に減っているのはどうやら間違いないということだろうと思います。特に普通科への減少が大きいのか、それとも、専門高校への減少が多いのか、その辺りはいかがでしょうか。

山内教育改革課長： いずれの普通科、専門学科ともに減少はしております。これはどちらの学科がというよりは全体の傾向で申し上げますと、私立学校は逆に、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて全日制課程が 626 人増えております。そういう実態がございますので、公立高校に進学する可能性があった生徒さんが、私立学校を選ばれている可能性は十分考えられると思っています。

志々田委員： やはりこれも令和 8 年から起きた大きな社会的な変化であると思いますので、ここの辺りの減少の加速ということも検証し、今想定しているよりも更に早い段階で公立の高校に対する希望が減っていく可能性があります。だからこそ早く手を打たなければならないという議論の仕方も出てくると思っています。つまり、7 年後を待っては大きなことになる可能性もあるということを感じる数字だと思って、少し背筋が寒くなったところですので、そういう問題共有が一緒にできればと思って発言をさせていただきました。以上です。

河田委員： 先ほどの志々田委員と同じような話になるかもしれませんが、やはりこの学校の在り方の中で、いわゆる専門の方の魅力をという中で、改めて現実を見ると、元々の定員数というのが適正かどうかは分かりかねますが、定員に達してないのは専門学校に多いかと思っています。今の現状であれば、こういう専門性がある、産業界に役に立つ人を育成するという理想に対して、今の現状としたら、まだ魅力の発信や、実際にそういう機能が果たしているかどうかということも含めて、考えていただく必要がある数字なのかと思いましたのと、もう一つ、ただ数字だけの話で申し訳ないのですけれども、県立の広島工業高校と広島市立の広島工業高校を比較して、市立は定員はほぼ満たしています。県立は同じ工業、機械とかあるのですけれども、この辺りは何か市立の方に魅力があるという、何かそういった違いのようなことを把握されているのかどうかと、もし把握されているのであれば、これが何か魅力の発信のヒントにならないかなと思います。数字だけ見てのイメージで申し訳ありませんが、質問させていただきました。

山内教育改革課長： まず、最初の入学定員の設定についての質問でございます。これにつきましては、広島県公立高等学校連絡協議会、我々は「公私協」と呼ばせていただいておりますけれども、いわゆる公私協での合意に基づいて、平成 10 年度に今の枠組みができておりますが、公立は高校進学見込者数の 7 割程度、私立は定員の範囲内で入学定員を設定することになって、これが現在まで引き継がれているものでございます。しかしながら、先ほど来話題になっております、いわゆる高校無償化の影響などを背景に、公立の受入率も低下しております。実際の受入率が約 6 割という実態も出てきておりますので、設定値との乖離が大きくなっている状況がございます。今後も中長期的に生徒数の大幅な減少が見込まれますので、これまで以上に私立高等学校関係者ですとか、高等学校を設置する市教育委員会と丁寧な協議をしながら、各地域の実態を適切に反映したものとなるよう、入学定員の設定の方法の見直しについても検討してまいりたいと考えます。

続きまして、工業高校の状況でございます。今回、入学者の倍率で申しますと、広島市立工業高校の自動車学科が県内で一番高い倍率となっております。一方で、県立の工業高校については、そこまでの状況ではないという状態がありまして、特に広島市立の工業高校の生徒に選ばれている状況につきまして、これは近隣の県立の広島工業高校の校長に聞き取った内容でございますけれども、いわゆる市工の方では、やはりホームペ

ージですとかSNSを活用して、自分たちの学校の情報発信、魅力の発信を上手になさっておられるのではないかと、そういったものも影響としてあるのではないかとということでは申し出ておりました。そういったところも我々もしっかり、県立の工業高校の素晴らしい取組、実践が多くございますので、そういったものをしっかり中学生の皆様にも御覧いただけるような、そういう仕組、発信が必要かと考えております。

河田委員： そうですね、やっぱり発信力かなと思います。私も学校訪問で工業高校に行かせていただいたこともあるのですが、中々面白い取組をやっていたり、産業界と一緒にやって色んなことをやっていたりすると思っていますので、やはりその魅力を伝えるというのが非常に大事なのではないかと思います。

もう一つ、この専門科の方は、私立が中々出てこれない部分で、やはりこれは県立というか公立の大きな役割なのではないかと思っています。常に本当にニーズが変わってきていますので、今後の方向性も踏まえ、しっかりと魅力を発信していただくとともに、産業界として期待もしておりますので、よろしくお願いいたします。

小田原委員： 御説明ありがとうございます。

まず、1点目として、私立の学校が定員割れを今起こしているのか起こしていないのか、起こしている学校がどれぐらいあるのか、もし把握していたら教えていただきたいのと、先程、統廃合の話があったと思うのですが、一旦統廃合を見送った呉宮原や呉三津田と尾道北が定員割れを起こしています。この辺りの学校に関しては、今後生徒数を頑張っ確保していくというようなお話もあったと思うのですが、あれから具体的にどうするという話が出ているのかを教えてください。

山内教育改革課長： 最初の私立学校における定員割れの状況でございますが、申し訳ございません。今手元に数字が無く、状況としては把握できておりません。

2点目の、この検討段階で、地元自治体が学校の入学定員確保について努力されるという話が出てきた件でございます。これにつきましては、先程聞いていただいた実施計画の5ページの(4)の①にございますが、統廃合の検討対象とした学校のうち、令和7年度時点で入学定員が基本とする学級数を満たしている学校については、その学校が所在する市町が生徒数の確保に向けた取組を実施する場合は、その成果を検証した上で改めて検討するとしておりまして、これについては呉市、尾道市ともに、それぞれで生徒数確保の取組について検討をされていると伺っております。また、そういった情報も共有させていただきながら、その後の実情を見ながら検討してまいりたいと考えています。

小田原委員： ありがとうございます。

子供の数の減少のスピードとか、この取り巻く環境は厳しいというのが先程から出てきている中で、いつまで御検討をされるのかと思っているのですが、時期的なものは決めてはいないんでしょうか。

山内教育改革課長： 具体的な時期については、まだ尾道市、呉市から取組の内容について詳しい御説明も受けていない状態でございますので、そういうものをいただきながら検討していくことになろうと考えております。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

細川委員： 御説明ありがとうございます。2ページのところなのですが、広島国泰寺高校の数字を見ますと、入学定員240名に対して受検者数が376名ですが、不合格になった生徒はどういう進学というか、どういう進路を選んでいるのでしょうか。

山内教育改革課長： 広島国泰寺高校の定員に入れなかった生徒の状況について把握してるわけではございませんが、公立高校も受検はなさいますが、ほかの私立学校等々も受験なさっておられるので、多くは他校への進学をされているものと考えております。

細川委員： 特に広島国泰寺高校だけをお聞きしているわけではなくて、ほかにも大幅に受検者数の方が多い学校が数校あるのですけれども、そこに合格できなかった生徒が私立高校に入学するとしたら、何かその辺のところで、公立高校に入学ができるようにするというお考えというか、方法といいますか、そういうものはないんでしょうか。

山内教育改革課長： 申し訳ございません。先程の説明が少し不十分でございました。この数字は一次選抜試験の結果の数字が主になっております。二次選抜も含めてなのですが、試験の方法としては、一次選抜をし、そこで一定の定員が満たされた学校はもうそこで締切になります。まだ定員割れが続いている状況の学校におきましては二次選抜というものがございいますので、必ずしも私立学校に行くという意味ではございません。一次選抜で合格されなかった方については、二次選抜を受けていただいて、多くの方にはそちらの二次選抜

の形で入学をされているという状況はあると思います。

細川委員： 分かりました。受検の日程の関係で、私立と県立の両方を受けられる生徒もいらっしゃるでしょうし、そういう中では、例えば広島国泰寺高校が136名も一次で上回るということは、もう少し広島国泰寺高校に余裕があるとしたら受入をされてもいいのかということも感じますし、この1ページのやはりマイナス480人という数字を、少しでも減少させようという取組というのもまたお考えいただければと思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

山内教育改革課長： まず、先程少し御説明させていただいたように、入学定員全体につきまして、やはり実際の生徒数に基づいて全体の数を考えております。その上で、その後に各学校ごとの定員というのを考えまして、全体の定員は、基本的には公立中学校を卒業する生徒数全体を受け入れられる数として設定をしております。もちろん各学校が色んな形で魅力を発信しておりますし、確保に向けて努力もしているので、どこの学校がどれだけ増えるということを受検前に確定して決定するのは難しい状況にございますが、しっかり受け入れられる学校においては、必要な定員を設定したいと考えております。

細川委員： よろしくお願ひします。

志々田委員： 特別支援学校の高等部についてお伺いしたいと思うのですが、まずは、これは定員がある学校ではありませんので、そういう意味ではたくさん入り過ぎていて、施設に困っておられたり、たくさん、皆さんを受け入れることになっているので、学校側にそうした制約がかかってないのかということをお聞かせいただきたいのが1点です。それからもう一つ、黒瀬と廿日市の学校については、県立高等学校と併設で校舎を共にして連携しながら教育をされていると伺っています。広島県にとっては特別支援教育の新しい試みだと思うのですが、そうしたことを魅力的に思ってください、是非黒瀬や廿日市の高等部に入りたいと言ってくれるようなお子さんたちが増えてるのかどうかをお聞かせいただければと思います。

林特別支援教育課長： ありがとうございます。まず1点目の、制約がかかっていないかということについてです。こちらの方は、令和8年度の県立学校の高等部の入学者を含む幼児・児童生徒の数ですが、前年度と比較して約65名増加ということで、学級数も7学級増加しているところでございます。学級数を学校ごとに見ると、7校1分校1分級の全部で9教場が前年度と比較して増加しているところではございますが、各教場において増加数は1から3学級ということで、いずれも教室の不足というところは大きくはございません。

令和3年2月に当県で「県立特別支援学校における教育環境の充実・整備計画」を策定しておりますけれども、それに基づいて、在籍者数のピークを見据えた教育環境の整備を継続して行っておりまして、その結果、現時点では、教室が不足する見込みはなくなっているところでございます。御心配いただきありがとうございます。今後も状況を見据えながら、環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

二つ目の、高等学校内に特別支援学校を設置している阿品台分校とのお分校の状況でございますが、令和8年度の入学者数は廿日市特別支援学校阿品台分校が38名、黒瀬特別支援学校のお分校が35名となっております。前年度と比較すると、阿品台分校が3名増加、そしてのお分校は5名減少という状況になっております。ただ、いろんな報道等の影響もございまして、こちらの2校の学校の取組について非常に興味を持ってくださっている保護者、生徒が多くなっております。学校説明会やオープンスクールへの参加の数も随分あると聞いております。

高等学校においても、特別支援学校においても、それぞれやはり同じ敷地内に学校があることの良さが少しずつ発揮されておりまして、色んな活動と一緒にやることによって、相互理解が進んだり、それぞれの良さを取り入れながら自校の取組を活性化させたりということにつながっていると思います。情報発信のお話もありましたけれども、こういった特別支援学校の良さも今後積極的に発信してまいりたいと思っております。以上でございます。

志々田委員： とても良いお話が聞けて良かったです。二つ前の議題の議論もですが、学校を考えたときに、もちろん県立の普通科や様々な専門学科の学校も想定した際、つい数の問題としてなってしまうがちですが、特別支援学校で学ぶこととか、特別支援学校の環境というのは、そういう意味では、これからの多様性の包摂や共生社会の実現、また、多文化みたいなのところも含めていくと、色んな可能性があるのではないかと思います。そういう意味では特別支援教育を求める子供の数も継続して増えている状況にありますので、是非その辺りのコラボも考えながら、この後の県立学校の在り方全体とし

て、特別支援学校のことも忘れないように一緒に考えていきたいと思ったところです。以上、意見です。

山内教育改革課長： 失礼いたします。先程小田原委員から御質問いただきました私立学校の定員割れの状況でございますが、資料が出てまいりまして、今年度の入学状況でいいますと、私立の全日制学校35校のうち、16校におきまして定員割れが生じております。ただし、16校で定員割れが起こっているものの全体の受入数は414人プラスという状況になってございました。

志々田委員： そういう数字となっているということは、私学は定員を超えて取っているということでしょうか。

山内教育改革課長： 定員を超えて入学者を受入されている学校もございます。

志々田委員： 公立学校はそれができない状況の中での不利さというのを改めて感じました。私は大学に在籍しておりましたが、私立大学も入学者をたくさん受入れておりますし、そこは歩留りの問題もあって難しい判断を迫られるので、それがずるいと言うつもりは全然ないのですけれども、県立学校もそういうことができると、先程言った広島国泰寺高校のような、定員を少し超えて取るといったことが本当はできればいいと思いました。それが社会的に公正性にかなうことなのかどうかは分かりかねますが、私学はそういうメリットがあるのだということを今、勉強しました。以上です。

篠田教育長： ほかいかがですか、よろしいですか。

入学者状況、今後の入学定員の検討ももちろんなのですが、いただきました入学者選定の在り方ですとか、そもそもの学校の在り方を考える上でも非常に重要なデータ、情報だと思いますので、しっかり分析、検証しながら今後の検討に生かしていくことができればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で案件の審議を終わります。

報告・協議 2 1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議 2、1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について、山内教育改革課長、お願いします。

山内教育改革課長： 報告・協議 2 によりまして、1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について御説明をいたします。

資料の 1 ページを御覧ください。1、生徒数の状況でございます。1 学年 1 学級規模校 14 校における今年度の入学式時点の新入学生徒数、5 月 1 日時点の全校生徒数の状況をお示ししております。

1 学年 1 学級規模校につきましては、令和 6 年 3 月に策定いたしました、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画におきまして、再編整備を検討する基準を定めております。具体的には、2 年連続して新入学生徒数が 20 人未満又は全校生徒数が 60 人未満となっております。この基準を昨年度より適用しております。

そうした中、この春、令和 8 年度の新入学生徒数につきましては、表の上側の太枠、新入学生徒数のところでございますが、その上から 2 段目の枠に 20 人未満の欄がございます。そこがございますとおり、向原高校、上下高校の 2 校が 20 人未満となっております。

続いて、全校生徒数の状況です。表の下側の太枠でございます。上から 2 段目に 60 人未満の欄がございます。そこがございますとおり、向原高等学校、上下高等学校、東城高等学校の 3 校が 60 人未満となっております。

今、御説明させていただいたこの 3 校のうち、向原高等学校及び東城高等学校の 2 校につきましては、昨年度に引き続いて再編整備を検討する基準を下回ることになりました。つきましては、次の、2、1 学年 1 学級規模校に対する対応の（1）にございまして、今後、学校活性化地域協議会の意見を踏まえて、地理的条件を考慮し、今後の在り方の検討を行うこととなっております。

また、今年度新たに基準を下回りました上下高等学校につきましては、（2）にございまして、引き続き学校の活性化に向けて取り組むことで、令和 9 年度に新入学生徒数が 20 人以上かつ全校生徒数が 60 人以上となることを目指してまいります。

続きまして、（3）1 学年 1 学級規模校への支援にございまして、その他の学校につきましても、学校の活性化や魅力化、生徒数の確保に向けて、学校活性化地域協議会

の意見を踏まえ、市町等と連携しながら必要な支援を行ってまいります。

また、2 ページには、1 学年 1 学級規模校のこの 5 年間の生徒数をお示ししておりますので、後程御覧ください。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。2（1）のところに、対象校として向原高校と東城高校を上げていただいているのですが、これは5月1日の生徒数ということで、半月前に確定をされていると承知しているのですが、今後、学校活性化地域協議会の意見を踏まえ、地理的条件を考慮し、今後の在り方の検討を行うという記述ですが、具体的にはどういうことなのでしょう。

山内教育改革課長： こちらも、基本計画の中でこの基準に該当した場合は、この学校活性化地域協議会の御意見を踏まえて、地元自治体の意向も踏まえて検討していくことは示しております、その中に三つの選択肢というのを設けております。その三つの選択肢自体は、近隣の県立高等学校のキャンパス校化を考えること。それから、二つ目は、地元の特定の中学校と緊密に連携した中高学園構想へ移行すること。それから、三つ目は、統廃合を検討するというのが基本計画の中で示しております。こちらを御説明させていただいて、その上で協議会の御意見を踏まえて、また、地元の自治体とも協議をしながら在り方を検討するという動き方を考えています。

細川委員： ありがとうございます。その三つの対応がお考えいただいているということも承知しているところですが、これはこの令和8年度で結論を出すということなのでしょう。スケジュール的にはどんなことになっていくのでしょうか。

山内教育改革課長： これにつきましては、例年9月に入学定員を決定させていただくことになっております。それまでにどうするかという在り方を検討して決定したいと考えております。

細川委員： 是非、地域の方といいますか、学校活性化地域協議会の方と活発な御議論をされて、しっかり今後の在り方についてお決めいただきたいと思っております。また、2（2）について、上下高校については、この春から対象となったということですが、2年連続となる前に、県教委としてはどのように御指導されるおつもりなのでしょう。

山内教育改革課長： これは上下高校に限りませんが、この1学年1学級規模校については、我々も様々な形で学校の活性化に学校と一緒に取り組んでいるところでございます。具体的に申し上げますと、必要な予算として1校当たり200万円を用意いたしまして、学校のアイデアに応じてしっかり活用いただきます。また、学校の魅力化をしっかりと伝えるための分析の仕組みを設けておりまして、そういう評価システムを使って学校に自分たちの強みをしっかり御認識いただきます。また、学校魅力化アドバイザーを我々で用意しておりまして、そちらの者からアドバイスを受たり、また、他県や他校の優良事例を受けて、学校でも活用いただきます。また、情報発信につきましても、この14校につきましては、我々で情報発信サイトというものを運営しておりますけれども、そこを通じて折々の各学校の生き生きとした姿を情報発信して、色んな方に見ただけのようにするなど、そういった様々な形の支援を県としても行っているところでございます。また、各地元自治体においても、色んな形で御支援をいただいている面もございます。

細川委員： ありがとうございます。もちろんお金も必要なのでしょうけれども、しっかりその辺りのところは、お金にとどまらずに、どうしたら魅力化、活性化が図ることができるのかということをしっかり御議論いただきたいということと、2ページの表を見ると、1学級で定員がいっぱいになり、40人を超えたり40人になった学校もあると思います。やはりそういう好事例があるので、しっかり共有していただいて、学校が活性化し、地域に残る人材として生徒を育てるということも非常に重要なところでありますので、特にしっかりと取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思っております。以上です。

小田原委員： 説明ありがとうございました。2ページ目の全校生徒数の推移を見ていると、向原高校は、令和4年度で73名の全校生徒がいたのですが、令和8年度に43名と、ほかの学校と比較しても減りが激しいのかと思っています。これは、地域の中3の生徒の数が減ったなどの何か要因があるのかないのか、その辺りの分析をされているのかどうかを教えてください。

山内教育改革課長： 向原高校の周りには、主に三つの中学校がございすけれども、生徒数自体が大きく変動して少なくなったというよりは、そういった地元の中学校からの進学が減ったということが大きい要因だと考えております。

小田原委員： ありがとうございます。ということは、単純に選ばれなくなってしまったということ

ですかね。分かりました。ありがとうございました。

河田委員： 今と全く反対のことなのではすけれども、逆に、音戸とか瀬戸田とか佐伯もそうですが、ここで中学生の卒業生が増えているとは思えないのですけれども、ここで大きく挽回しているのは、逆に、ここに何か魅力の発信があったのか、何か秘策があったのか、ここが増えた要因というのを把握されているのでしょうか。

山内教育改革課長： それぞれ各学校で様々な取組が行われているところではございますけれども、例えば音戸高校で申し上げますと、高校生が自分の元々の出身中学校へ出向いて、里帰り訪問という形で自分たちの姿をお見せするですとか、そもそも部活動も中学生と一緒に体験をしてみるですとか、地元の中学生向けのパンフレットを作っているなどの取組がございます。また、地元中学校を対象としたオープンスクールを常に地域に根差した形で実施するなど、色んな取組を進めているということもありますし、また、地域行事も積極的に参加しているというようなことは取り組んでおります。

それぞれ努力もされていますし、また、増えているところと言うと、加計高校もそうなのではすけれども、やはり同じような、生徒主体になったような情報発信ですとか、地域との連携ということも取り組まれております。そういったことは、各学校取り組んでいるものの、そういうことがしっかり成果として出ている面にあるかと考えています。

河田委員： それを、生徒や先生の「ここは盛り上げていかないといけない」という思いや機運を後押しできるような体制であつたら良いと思います。これは、油木高校みたいに連携型中高一貫校ということではないのですよね。

山内教育改革課長： 連携型中高一貫校というわけではございません。

河田委員： それでそれだけ自分の中学校へ行ってPRされるというのは大変良い取組だと思います。そういう取組が広がっていくことができればと思います。以上です。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 高校生等の就職をめぐる状況について

篠田教育長： それでは、続きまして、報告・協議3、高校生等の就職をめぐる状況について、花崎高校教育指導課長、説明をお願いします。

花崎高校教育指導課長： 高校生等の就職をめぐる状況について御報告いたします。

まず、高等学校の状況につきまして、資料の1ページを御覧ください。資料1の(1)設置者別就職状況の表を御覧ください。令和8年3月に広島県内の国・公・私立の高等学校を卒業した生徒につきまして、就職率は一番上の行に記載しておりますとおり、99.8%でございました。

なお、同じ表の3行目に記載しておりますとおり、県立高等学校のみの就職率は99.8%と、高い水準を維持できております。

このように高い水準を維持できたことは、近年、広島県全体の求人倍率が高い傾向にある中で、県立高等学校において、就職を希望する生徒や保護者に対して、担任や就職指導を担当する者が面談や情報提供を丁寧に行うなど、組織的・計画的に就職指導に取り組んだこと、そして、県立高等学校の就職希望者が多い学校を中心に、ジョブ・サポート・ティーチャー10名を30校30課程に配置するなどして、就職相談や求人の開拓、未内定者への指導・支援に取り組んだこと、そしてさらには、広島労働局などの関係機関と連携し、県内全ての高等学校や特別支援学校の生徒を対象に応募前合同企業説明会を実施したことなど、様々な就職支援策を実施した成果であると捉えております。

しかしながら、(2)学科別就職状況の就職者数の欄の合計にありますように、就職を希望していながらも就職できずに卒業した生徒が、国・公・私立高等学校全体で4名、県立についても4名おり、引き続き丁寧な指導・支援を行ってまいります。

県教育委員会といたしましては、各学校において生徒の希望する進路が実現できるよう、引き続き丁寧な就職指導を行っていくとともに、キャリア教育の充実を図って、生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成に取り組んでまいります。

林特別支援教育課長： 続きまして、特別支援教育課から、特別支援学校の状況について御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。

令和8年3月に本県の特別支援学校高等部を卒業した生徒につきましては、就職を希

望していた生徒116名全員が就職をしております。この結果は、県内全ての特別支援学校に配置している就職支援教員、いわゆるジョブ・サポート・ティーチャーによる生徒の実態や適性、希望を踏まえた職場開拓、職場実習、企業への啓発活動の実施及び教職員による個別に応じた丁寧な就職支援、進路指導によるものであると考えております。

また、特別支援学校における職業教育の充実に向けた本県独自の資格認定制度「技能検定」の実施や、生徒の「働きたい」を応援してくださる企業の「就職サポート隊ひろしま登録制度」の成果とも考えております。

なお、(3)に示しておりますとおり、全卒業者に占める一般企業への就職者の割合は28.8%となります。

続いて、特別支援学校における技能検定の実施状況等について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

(2)に示しておりますとおり、令和7年度特別支援学校技能検定では、延べ1,831名の受検申込がございました。昨年度、技能検定の開催方法を変更したことなどにより、受検申込が242名増加しております。

今後も生徒に対してより実践的な力を付けるとともに、働く意欲の向上や、粘り強く様々なことに取り組む態度等を育成するキャリア教育及び職業教育の充実を図ってまいります。

加えて、一昨年度から実施している県庁等での「特別支援学校フェスタ」には、県内の全ての特別支援学校から、西部・東部の各会場合わせて、生徒約250名が集まり、製品の販売や学習成果の発表等を行いました。

このような、生徒が人の役に立つ経験のできる機会をつくり、働く意欲の向上を図るなどして、「働きたい」と思える生徒の育成につなげてまいります。以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いします。

志々田委員： 高校、特別支援学校も、皆様の就職がしっかりできた、良い御報告を聞くことができているように思っております。

4名の生徒については、御本人の御希望もあろうかと思いますが、粘り強く一緒に関わっていったあげられる体制もあると前からお聞きしていますので、頑張ってください。

一つ御質問なのですが、どちらの御発表の中にもジョブ・サポート・ティーチャーの存在が大きいとありました。これは広島県の取組が充実している表れだと思います。例えば、どのような資格を持たれ、どのような経験をされておられる方たちがジョブ・サポート・ティーチャーとして御活躍いただいて、子供たちに就職や進路の相談に乗っていただけるのか、教えてください。

林特別支援教育課長： まずは特別支援学校に配置しておりますジョブ・サポート・ティーチャーでございます。平成26年度から、兼務を含め、全ての特別支援学校に就職支援教員、いわゆるジョブ・サポート・ティーチャーを配置しております。平成27年度は10名でしたが、現在は15名を配置しております。このジョブ・サポート・ティーチャーが、まずは校内の生徒に対して、例えば面接や企業への礼節を指導したり、働くとはどういうことかということなどを伝えたりしています。

また、ジョブ・サポート・ティーチャーが各企業に足しげく訪問をしてくれておりまして、特別支援学校の良さや、生徒がどのような働く力をもっているかということ丁寧な説明すると同時に、実際に、子供たちが企業の中で職場実習を行った際、評価をする場面があるのですが、その場面に同席し、どのような力を今後付けたら、更に企業で頑張っていけるかといった話なども行っています。そのような活動の成果として、一般就労を希望する生徒全員の就職がかなったという状況につながっております。以上でございます。

花崎高校教育指導課長： 高等学校につきましても、特別支援学校と同じですけれども、資格として、高等学校教諭の免許状を所有する者や、民間企業において15年以上の経験を有する者、又は人事担当者、あるいはキャリアコンサルティングの資格を有する者、そういった業務経験を有する者を雇用しております。

志々田委員： まさしくチーム学校と言いますか、様々な専門性を持った方々が子供たちの支援をしてくださっており、また、就職という面でなじみが良く、恐らく学校の中でも良いお仕事をいただけているのではないかと思います。是非、今後とも頑張って続けていただければと思います。特に、ほかの先生たちの理解が非常に大事だと思いますので、その辺りも校内で周知いただければ強く思いました。以上、意見です。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

私もジョブ・サポート・ティーチャーの方にお会いしたことはありますけれども、非常に人間性も豊かで、しっかりした経験も持たれて、「この方だったら安心できる」ということを感じたことがございました。

先ほど御説明いただいた就職サポート隊ひろしまについて、私のもとで調べましたら、確か今、697企業・団体が登録していただいているのではないかと思います。ですので、産業界の人間といたしましては、やはりもっとたくさんの企業に登録していただいて、特別支援学校の生徒で就職を希望する生徒がいろいろな選択ができ、こんなにたくさんの企業が応援している、こういう企業で皆さんと一緒に働こうと思っているということをしつかりPRしていただき、商工会議所や商工会連合会等への働きかけによりタイアップをして取組を行っていただけたらと思います。また、とても良く御指導いただいているので、この前もメイプル賞で、10名ものたくさんの生徒が技能検定の全種目で1級を取ったことで表彰されていまして。これは本当にすごいことで、やはりそういう技能検定のすばらしい成績を持った生徒さんを、是非うちの企業で雇いたいと思っております。全種目取っていない生徒さんも含めてです。そういう意味では、就職サポート隊ひろしまをもう少し充実をしていただきたいと思います。また、特別支援学校のみならず、就職というのは人生の大きな節目で、今まで学校で勉強してきたことプラス色々な地域の方や色々な方々と交流する中で、様々な体験や経験を積んで卒業していただくと思うのですが、実は私が、今年も三次の花火まつりの実行委員長を拝命しまして、昨年は三次高校だけだったのですが、今年は日彰館高校、三次青陵高校に加えて庄原特別支援学校高等部の生徒にも実行委員に加わっていただくことをお願いしております。そういう経験もしていただきながら、自信を持って学校での勉強とそういう経験を基にこういう就職活動をしていただければ、とてもその後の人生が充実していくのではないかと思いますので、その辺も踏まえまして、学校と地域、学校と企業というのをこれからもしっかりと緊密に連携を取っていただければと思います。

ジョブ・サポート・ティーチャー、できれば早く1,000事業所、団体をクリアされて、その次のステップと私は個人的には思うのですが、その辺のところは課長はPRも含めて、どうお感じになっておられますでしょうか。

林特別支援教育課長： ありがとうございます。

「就職サポート隊ひろしま」については、私たちも是非応援いただく企業を増やしていきたいと思っております。ジョブ・サポート・ティーチャーが各企業を訪問したときに、まずは紹介させていただくということもこれまでもやっております。また、例えばマツダスタジアムのアストロビジョンなど、様々なところでPRをしているところでございます。

それに加えて、この「就職サポート隊ひろしま」の中から、生徒の働く力の育成及び就労促進に著しく貢献していただいた企業に対しては、広島県教育委員会から表彰を行っております。この表彰企業の方から、横のつながりで「こういう取組がある」というような宣伝もいただいていると聞いておりまして、大変ありがたいことだと思います。

私たちも、先ほどありましたけれども、例えば「特別支援学校技能検定」を企業の方や報道関係の方に見に来ていただいて、しっかりと周知をしていきたいと思っておりますし、その場で「就職サポート隊ひろしま」についても是非広げていきたいと思っております。

昨年、一昨年と、県庁で「特別支援学校フェスタ」を行っておりますが、実はこの場で、子供たちが製品を販売したり、技能検定で培った清掃の試技の披露なども行ったりしております。そのような場で、是非企業の方に特別支援学校の取組、そして「就職サポート隊ひろしま」などについて、しっかりとPRしていきたいと思っております。

是非、いろいろ企業の方や、関係の課や、先ほどございました商工会議所などとの連携も図っていきながら、取組をしっかり拡充していきたいと考えているところでございます。以上でございます。ありがとうございます。

小田原委員： 御説明ありがとうございました。

資料の1ページ目のところで、就職をされた方が、県内で合計2,438名いらっしゃるということですのでいいですね。一番上の(1)のところで、国・公・私立で合わせて2,438名が就職されて、そのうち2,114名が広島県での就職をされているということで、多数の方が広島で就職していただいているのですが、これはジョブ・サポート・ティーチャーの方などが広島の企業を積極的に勧めているからこういう結果になっているんですし

ようか。それとも、地元だからということでこういう結果になっているのでしょうか。

花崎高校教育指導課長： 基本的に生徒の希望を第一に考えており、もちろんジョブ・サポート・ティーチャーの勧める企業もございますが、積極的に県内・県外を意識してジョブ・サポート・ティーチャーが勧めるということではありません。（結果的に）県内を中心に就職をされたということになっております。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかいかがでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議4 広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会の提言を踏まえた今後の取組の方向性（案）について

篠田教育長： それでは、続きまして、報告・協議4、広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会の提言を踏まえた今後の取組の方向性（案）について、沖本豊かな心と身体育成課長の説明をお願いいたします。

沖本豊かな心と身体育成課長： それでは、報告・協議4によりまして、広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会の提言を踏まえた今後の取組の方向性（案）について御説明を申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。令和8年4月12日、広島県立学校生徒の死亡事案に関する調査報告書が第三者調査委員会から県知事に対し提出され、県教育委員会につきましても、翌13日に知事から報告を受けたところでございます。

報告書では、生徒死亡事案の経緯、背景要因が精神医学的・臨床心理学的考察からまとめられ、日頃からの教育・指導・生徒支援の在り方や事案発生後の対応について、多くの課題が指摘されました。

県教育委員会といたしましては、報告書の内容を真摯に受け止め、このような痛ましいことを二度と繰り返さないよう、再発防止に取り組むこととし、本日、取組の方向性について協議いただいた上で、今後、できる限り早期に具体的な再発防止策の全体像と年次計画を整理していきたいと考えております。

報告書の中では、20ページにわたって再発防止に関する対応策及び改善策等が提言されていますが、本日はこれらの趣旨を踏まえた提言ごとの取組の方向性をお示しさせていただき、具体的な再発防止策の内容につきましては、本日いただいた御意見等も踏まえ、改めてお示しをさせていただきたいと考えております。

報告書でまとめられております再発防止に関する対応策及び改善策等につきましては、日頃からの教育・指導・生徒支援の在り方、事案発生後の対応の二つに分けて、八つの提言が示されております。

これらの提言を踏まえた取組の方向性として、「Ⅰ 日頃からの教育・指導・生徒支援の在り方」についてでございますが、まず、生徒一人一人を尊重し、不適切な指導を許さない学校づくりを行うこととし、学校が策定する学校経営計画等に位置づけ、報告書で示されている全ての教員が日々の実践の中で留意すべき視点を踏まえた指導・教育の実現を図り、人権を尊重し、威圧的な指導や一方的な叱責を根絶してまいります。

次に、主体的な学びの充実と個々の生徒の状況に応じた学習支援の実施として、生徒自らの学びを主体的に調整できるようにする教育を重視し、各教科等の授業と家庭学習を一体的に捉え、心身の発達段階に応じ、個々の生徒の状況を踏まえた学習課題の調整と学習支援を実施してまいります。

次に、支援を必要としている生徒ほどSOSを出し難いという事実を理解し、自ら援助を求めることが難しい生徒をはじめ、全ての生徒に対応できるよう、スクールカウンセラーの配置充実に取り組むとともに、スクールカウンセラーによる全員面接、自殺予防教育や学級単位の心理教育、定期的な担任等による教育相談、医療関係者などの専門職との連携を図り、学校全体の教育相談体制を強化します。

次に、学校における不適切な対応等に対する相談窓口として、学校・県教育委員会から独立した第三者による相談窓口の設置に向けて、外部の関係機関と連携して対応してまいります。

資料の2ページを御覧ください。「Ⅱ 事案発生後の対応」でございますが、まず、生徒の自殺等の重大事案が起きた際の対応マニュアル等の整備・周知として、学校において初期対応が適切に行われるための対応マニュアルを整備し、背景調査の制度等について分かりやすい形での周知を検討してまいります。また、マニュアルに沿って背景調査

を適切に実施してまいります。

次に、事後の心のケアの体制整備として、学校の管理職は危機管理対応研修を受講し、平時から医療機関をはじめ関係機関と連携をすることにより、万が一の重大な事態が発生した場合においても、保護者に寄り添った対応を早期に実施できる体制を構築し、支援を充実してまいります。

これらの内容につきましては、冒頭にも申し上げましたが、実効性のある具体的な取組を検討し、今後、できる限り早期に再発防止策の全体像と具体的な全体計画をお示ししてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いを申し上げます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。

報告書の内容を読めば分かるように、何を申し上げて良いのかが分からなくなる報告書の内容になっているので、今後これをどう糧に、これからの広島県の教育をより良くするためにどうすれば良いのかというところは、中々一言で申し上げて、ここに書かれている項目だけで本当に良いのかどうか判断がつかないというのが正直なところだと思います。それぐらいとても重く受け止めなければならないこの報告書と、広島県教委のこれまでの教育の在り方の再検討ということをしなければならないので、これで良いとはとても私たちが申し上げられないというのが事実です。

その中で質問したいと思っているのは、2点あります。一つは、子供たちの心についてであり、特に自死案件というのは、やはりそれを早期に見つけていく心のケアが必要で、それは生徒指導という意味ではなく、医療的な部分も含めたケアが必要だと思います。それを教職員に全て責任を負わせるというのはとても難しいことで、だからこそスクールカウンセラーという制度をこの国では少しずつ導入をしてきています。

今一度、広島県の県立学校において、このスクールカウンセラーがどれほどの充足率で、どれぐらい子供たちが助けてほしいと思ったときに、助けてもらえると思ってもらえている存在なのかということを質問させていただきたいと思っています。ここが潤沢でなければ、どんなに教科指導や心や体の指導があっても意味がないのではないかと思います。報告書ですので、是非スクールカウンセラーの充実というところを含めて、今の状況をお知らせください。これが1点目です。

それから、2点目です。この報告書はたくさんつらいところがありますが、読ませていただいています。その中で、やはり学校だけでやっている、教職員だけでやっている教育、それから学校だけで考えている子供たちの成長という、そういうその学校の閉鎖性というものがとても感じられるところです。子供の成長はもちろん学力だけではなく、学校の中だけで子供たちの成長を考えるということの限界、それから学校の教員という職業人が不十分であるというよりは、その人たちだけに任せることの限界があるのだと思っています。それで、この第三者の相談窓口というのはそういう意味で設置をされているとは思いますが、ある意味で、通報窓口のようになってしまっていて、これはもう子供たちにとって心地のいい相談相手ではないだろうと思っています。もちろん深刻な状況をきちんと第三者に申告できる制度としてはこれで良いと思いますが、子供たちにとっての第三者というのはこの窓口ではないような気がします。例えば、同じ年代のお兄さんやお姉さんであったりだとか、先輩であったりだとか、それから学校の勉強だけではない、部活動だけではない関わり方をしてくれる身近なサポーターのような存在というものが必要なのではないかと強く思いました。

そういう意味で、学校の中で教職員以外の方たちが学校の子供たちに関わるというのでしょうか、そういうものを設けていかなくてもならないのではないかと、この報告書を見て思いました。

是非、学校の価値観以外でこの子の思っているものを伝えることができる環境があれば、もしかしたら結果が違っていたのではないかと強く思いました。

こうした学校について、今、社会に開かれたとは言っていますが、いわゆる教育課程だけではなく、子供の心や生きていく力のようなものも含めて、学校が開いていく、社会に開いていく方策として、広島県教委としてできることがあるのではないかと、このことを思ったのですけれども、何かそういうことで御準備いただいているものがもしあればお聞かせください。以上2点です。

沖本豊かな心と身体育成課長： まず、スクールカウンセラーの配置充実についてでございます。

現在、県内全ての公立小・中学校及び県立学校の500強の学校に配置をしており、生徒

や保護者、教職員からの相談等を行っているというところでございます。

今回の提言におきましては、自ら援助を求めることが難しい生徒への支援として、スクールカウンセラーによる全員面接や生徒に対する心理教育の実施などが盛り込まれております。

現在、課題を抱える生徒への対応を中心に、時間を充てている状況でございますけれども、そうした支援を必要としている生徒ほどSOSを出し難いということがあることから、こうした生徒を早期に発見し、支援につなげるために、より充実をさせていく必要があると考えています。それをどういった内容で充実をさせていくかということについては、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

また、もう1点の御質問でございますけれども、第三者による相談窓口の設置、今回の提言におきましては、学校・教育委員会から独立した形での相談窓口の設置ということが提言されております。この部分については、その提言の内容・趣旨に沿うような形で、どういった対応ができるかということは考えていきたいと思っております。また、それに加えまして、お話しいただきましたような形として、地域の方々が学校や学校教育に携わっていただく中で、その子が相談できる相談相手が必ずしもこういう通報窓口のような形だけではなくて、地域の方々との連携の中で相談できる体制が整え、また先輩、後輩、そういった人間関係を構築していく中で相談できる相手をつくる、それは重要なことだろうと思っております。

現在、県立学校においては、コミュニティ・スクールを全国に導入して、地域の方々にも学校運営や学校の教育活動に携わっていただくという環境を整えてきておりますので、それをしっかり活用しながら、今後、学校教育を進めていく必要があろうかと思っております。

志々田委員： ありがとうございます。

早急にできることとできないこととあるかと思っております。まず、ここの提言で言われている相談窓口は必ず機能できるものを作っていっていただければと思いますし、後段で申し上げた相談相手というのは、これは学校だけの責任ではなくて、社会全体の若者の居場所であったりとか、生きづらさを抱えている方たちに対する相談窓口というのは、学校だけではなくて、社会全体で整備していかなければならない部分でもあろうかと思っておりますので、首長部局も含めて、二度とこういうことがないように体制を整えていっていただければと思います。以上です。

小田原委員： 御説明ありがとうございます。

とても心が痛い、胸が締めつけられるような事案だったのですが、その中で思い出したのが、この生徒さんは、hyper-QUの中では恐らく学校がしんどいということを精いっぱいアピールしたのだと思うのです。わざわざこの学校を選んで入ってきたお子さんだから、色んな期待を背負ってそこに入って頑張っていこうって思っていたところ、学校で先生からも指導があり、しんどい思いをようやくそこで吐き出せたにもかかわらず、それがちゃんと拾われなかったということがすごく残念だと思っているところです。

少し話が替わるのですが、いじめに関しては今、ちょっとしたからかいとか、ちょっとしたこづき合いのようなものでもいじめにカウントして即対応ということをしているにもかかわらず、それと比較をすると、すごく甘いというか残念な対応だと思っていて、いじめさえ根絶すれば良いわけではなくて、悩んでいる生徒さんをしっかりすくい上げてほしい、そういう意味で見えてほしい、いじめを見つけることが目的ではなくて、生徒さんの良い変化も悪い変化もできるだけ見ていただきたいというのが私の思いでして、それを思ったときには、ここに書いてある支援の在り方などは、全部もう既にされていて、当然のことなのではないかと正直思ってしまったところです。

これから中身自体は詳しく決めていかれると思うのですが、抽象的なところにとどまらず、具体的にできるだけ詰めて防止策を作成いただくことを切に願うところでございます。以上です。

沖本豊かな心と身体育成課長： ただいまお話があったように、hyper-QUの結果を受けて、学校の中で組織としてその結果を踏まえた支援、そこに十分な形でつなげることができなかった点に、課題があったと受け止めております。

いじめ防止基本方針を3月に改定をさせていただきましたが、その際に、方針と共に示させていただいたこのイラストでありまして、こちらについては現在ポスターを作成しているところであり、職員室で掲示をしてもらい、いつも教職員が意識をしてもらうような形にしたいと思っております。

中身といたしましては、深い児童生徒理解に基づく児童生徒と教職員との信頼関係、その信頼関係を構築した上で、日々の教育実践、教室の中で子供の様子、少しの変化、それに教職員がしっかり気づき、その気づきをまた組織で共有をして支援につなげていく。それが重要だということをいじめ防止基本方針に書かせていただき、その中で触れた今のような対応も、ポスターを作って周知してまいりたいと考えております。

また、今回の提言を踏まえて、具体的に御指摘がございます。我々も実効性のある対応策をまとめていきたいと思っており、しっかり検討してまいりたいと考えております。

河田委員： 同じような意見になるのですが、本当にこの痛ましいことを何とか止めるための再発防止策について、これだけの時間をかけて色んな人の意見も聞いて出したこの方向性でありますので、この内容というのは進めていってほしいと思うのですが、先ほど来から御説明のあった、叱責を根絶するとか、体制を作るとか、マニュアルを作るといったことだけではどれだけ考えても不十分であると思います。やはりこれは全て先生の責任ということはないとは思いますが、先生一人一人に、道徳的な教育についてきちんと浸透するということが非常に重要なのではないかと思います。体制を作ったり、あるいはカウンセラーがいるから活用したりするだけではなく、何かもう一步、非常に大事な心の部分をどうするかというのが非常に難しいと思います。こういうことが起こらないようにするため、何か全教員に浸透するような方策を考えてもらいたいと思いますし、また、先生の不祥事というのも心の部分をどうするかということにつながってくるのではないかと思います。先生の資質についてを言い出したら幾らでも難しい問題になってくると思うのですけれども、やっぱり体制作りなどだけではなくて、その後、どうこの重みを先生一人一人に浸透させていくかということを考えると何が大事なのではないかと私は思います。

また、先ほど来のお話に出ていましたように、これも先生だけで何とかしようとするのではなく、地域社会、コミュニティ・スクール、スクールソーシャルワーカーなど様々ありますので、形だけではなく、その人たちが本当に子供一人一人のちょっとした変化を気づく体制を作り、それをどう一人一人に落とし込んでいくかいうところが大事だと思っています。

是非ともこれが最後のこういう事案になることを願っています。

沖本豊かな心と身体育成課長： 御指摘がございましたように、生徒が一人の人間として大切にされていると実感できる学校をつくる、こうしたことは学校教育を行う上での基本でございます。教員も一人一人、そういったことは意識としては持ち合わせていると思っております。

しかしながら、日々の教育実践を行う中で、ふとそういった基本的なことと異なる対応をしてしまうことがないよう、改めてそういった基本的な学校教育の内容を学校経営計画にしっかりと位置づけて、教員が日々の教育実践でも十分意識して対応できるようにしてまいりたいと考えております。

何かすればすぐに教職員の意識が変わるといった具体的な対応というものがあるというわけではございませんけれども、我々が日々行っております研修等がございます。そういった中で、我々が、児童生徒一人一人の成長や発達を支える生徒指導の在り方などといったことについて、しっかりと改めて研修で徹底をしていきたいと思っております。

河田委員： 先生になろうという人物なので、我々以上にそういったところは本当にできている人たちが先生をやっていると思っておりますので、何か先生の足りない部分の批判をしているつもりはないのです。こういう事例が起こったということは、体制を整えるところからプラスアルファの何らかの点をよろしくお願いします。以上です。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

今後の取組の方向性を見させていただいて、河田委員もおっしゃったのですが、私にそれに補足をさせていただくとしたら、この再発防止策を今からつくられるということですが、再発防止というのは、私たちも常にそういうことを経験しておりますけれども、この生徒さんが自ら命を絶ったという事実に対して、ここには原因がどこにあったのか、原因は何だったのかということが記載されておられません。やはり、それがないと再発防止にはつながらないと思います。必要な取組を行ったり、取組の強化をしたりすることは確かに必要なのですが、なぜそうするのか、なぜ強化するのかといことは、やはりその原因に関する記述がないと意味が通じないと思います。現場の教員の方も、こういうことがあってこの子はこう思ったのかといった気づきですとか、こうしたかったのにできなかったのだといったことがあると思いますが、そういうことというのは、必ず原因を突き止めないといけません。その原因が間違った原因だとしたら、間違った再発防止

対策書になります。だからこそ、そのところはしっかりやっていただきたいと思います。

皆さんはこういう事態をどう思われるでしょうか。広島県の教育について、志々田委員もおっしゃったように、信頼されて、これからも子供を預けたい、預けていいと思われるためには、今後の取組の方向性を考えるに当たっては、是非そういうところを十分に落とし込んで作っていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

沖本豊かな心と身体育成課長： 今回の調査報告書におきましても、多くの課題が指摘をされております。その原因、課題といったものが多く調査報告書でも指摘をされているところでございまして、それを十分に我々が考えて受け止めた上で、しっかりと今後の計画を作っていかなければいけないと考えております。

細川委員： しっかりとよろしく願いいたします。

篠田教育長： ほかにいかがですか。

委員の皆様からも厳しい御指摘をいただきました。この報告書について、全て真摯に受け止めて、いただいた御意見を元にしっかりと方向性を間違えないようにしていきたいと思えますし、原因の記載もございましたけれども、精神医学的・臨床心理学的考察からもまとめられております。その点についてしっかり答申をいただいておりますので、その点を十分に踏まえて対応してまいりたいと思えます。

具体的に何がどう変わるのかを示せるような形で、また、学校や教員以外のお力をお借りして出していきたいと考えております。また、子供の少しの変化も早期に発見して、誰しもが自分ごととして受け止め、それを学校内外ともに連携しながら、また、風通しのいい学校づくりをしながら、皆で子供を温かく育てていくというようなところで、多岐にわたることはありましたけれども、しっかりと真摯に受け止めてしっかりと実行して対策をできるものから実行してまいりたいと思えます。また委員の皆様のお意見を伺いながら進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の審議を終わります。

それでは、以上で本日の会議の全ての日程を終了いたします。ありがとうございました。

(15 : 44)